

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に  
おける国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653</a>

沖縄における国県有地の処理方針

秘 録  
無 期 限  
10 部の内  
10 号

沖繩における国県有地の処理方針（案）

昭和四六、四、二六

沖繩における国県有地賃貸借については、復帰後一年間従来と同一の条件で存続しうるより必要な措置をとり、その後の賃貸借については、右の期間中に関係当事者間で取り決めることとする。その際外国人または外資系企業にかかる国県有地の賃貸借が、沖繩住民または沖繩の企業に比し、差別されることはない。

なお、復帰後の国県有地の賃貸借については、日本国の法令の適用があるものとする。

極 秘  
無 期 限  
5 部 の 内  
3 号

CONFIDENTIAL

(draft)

III Leases of state and prefectural lands:

With respect to the leases of state and prefectural lands in Okinawa, necessary measures will be taken so that such leases may continue for a period of one year after reversion under the same conditions as in the present.

Such leases after ~~this~~<sup>the</sup> above-mentioned period of time will be agreed among the parties concerned during the above-mentioned period of time, in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. In this <sup>connection</sup> case, leases of state and prefectural lands to which foreign nationals or foreign firms are the party will not be discriminated against those to which Ryukyans or Ryukyuan firms are the party.

秘 極  
無 期 限  
10 部 の 内  
10 号

沖繩における国県有地の処理方針（案）  
昭和四六、四、二四

沖繩における国県有地賃貸借については、復帰後一年間従来と同一の条件で存続しうるより必要な措置をとり、その後の賃貸借については、日本国の法令の定めるところにより、右の期間中関係当事者間で取り決めることとする。その際外国人または外資系企業にかかる国県有地の賃貸借が、沖繩住民または沖繩の企業に比し、差別されることはない。

秘 極  
無 期 限  
10 部 の 内  
8 号

沖繩における国県有地の処理方針（案）  
昭和四六、四、二三

沖繩における国県有地の賃貸借については、復帰後一定期間従前どおり存続せしめるより必要な措置をとり、その間において個々の賃借人との間でその後の期間における賃貸につき協議する。その際沖繩住民の国県有地の賃貸借に対する取扱いより不利でない待遇を与える。